

2017年4月28日
(2018年5月25日改正)
(2018年6月19日改正)
(2020年5月12日改正)
(2021年2月19日改正)

「金沢大学人間社会研究域「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会設置要項」の学生への適用に関する申合せ

「金沢大学人間社会研究域「人を対象とする研究」倫理指針」(以下「倫理指針」という。), 及び「金沢大学人間社会研究域「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会設置要項(以下「審査委員会設置要項」という。)」に基づき, 人間社会学域, 大学院人間社会環境研究科, 法学研究科, 及び教職実践研究科所属の学生が行う研究について, 以下の通り申し合わせる。

1 学生が, 倫理指針に定める「人を対象とする研究」を遂行する場合, 指導教員は倫理指針を当該学生に通知し, これを遵守するよう指導するものとする。

2 学生が行う研究が審査委員会に審査申請すべきものであるか否かについては, 学生の作成する研究審査申請書(審査委員会設置要項の様式2(学生用))に基づき, 倫理指針4及び審査委員会設置要項第13条に従って指導教員が判断する。

ただし, 学士課程の学生及び特別別科学生が行う研究であって, 卒業論文などの作成のために行う(対外的に研究成果を公表・公開する予定のものでない)研究で, 心身への不可避的な侵襲がなく, 他の機関等との利益相反もない研究については, 原則として申請対象から除外し, 指導教員が倫理指針などを学生に周知させるとともに, 学生の研究内容とその研究方法などに倫理的問題がないことを実施前に十分に確認したうえで, 当該研究を行うものとする。その場合には, 実施に当たっても指導教員が責任をもって指導することとする。

なお, 除外する場合は, 本申合せの別紙の様式(学士課程の学生及び特別別科学生による審査申請の除外に係るチェック)に従って指導教員を含む1名以上の教員で当該研究について確認し, 確認済みの様式を各学類等で定めた方法に従い適切に保管するものとする。

学士課程学生及び特別別科学生が行う研究であっても, 心身への明白な侵襲の可能性がある研究や学会等での発表のために倫理審査が必要な研究, またそのほか指導教員により申請が必要であると判断される研究は, 学生が研究責任者, 指導教員が共同研究者となり, 申請を行うこととする。

3 審査申請すべきと判断された場合, 指導教員は学生作成の研究審査申請書を, 本申合せの別紙の様式(学生による「人を対象とする研究」倫理審査申請に係るチェックリスト)に従っ

て確認する。指導教員は当該様式を、確認を受けた学生は当該様式を除く審査申請書を、それぞれ審査委員会に提出して、審査申請を行うものとする。

4 学生が、申請書あるいは添付書類に関して外国語により申請する場合、原則として日本語訳を添付することとする。

様式

学士課程の学生および特別別科学生による審査申請の除外に係るチェック

下記学生による研究は、以下のチェック事項をいずれも満たすものであることを確認したので、「人を対象とする研究」に関する倫理審査の申請を要しないと判定します。

所属（学類生）： 学類 コース（専修）

学生氏名：

研究課題名：

	チェック事項	確認済の場合は「レ」を記入
1	倫理指針が定める「人を対象とする研究」に該当するが、対象者（被験者）の心身への不可避的な侵襲がない。	
2	対外的に研究成果を公表する予定（学外の第三者に情報提供する場合を含む）はない。	
3	他の機関等との利益相反のおそれがない。	
4	そのほか、特に倫理審査が必要であると認められる研究内容となっていない。	

上記の項目について確認しました。なお、研究の実施に当たり対象者（被験者）に対して十分でかつ適切な倫理的配慮がなされるよう指導します。

教員名：

年 月 日

様式

学生による「人を対象とする研究」倫理審査申請に係るチェックリスト

所属（学類生）： _____ 学類 _____ コース（専修） _____

（院生）： _____ 課程 _____ 専攻 _____ コース _____

申請者氏名： _____

研究課題名： _____

	チェック事項	確認済の場合は「レ」、対象外の場合は「ー」を指導教員が記入
1	本研究は審査委員会による審査を要する（審査委員会設置要項第13条関係）。	
2	生命の尊厳、個人の尊厳及び基本的人権を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で研究を遂行するよう配慮されている（倫理指針3(1)関係）。	
3	国立大学法人金沢大学個人情報管理規程の他、国等の関係法令に従うとともに、本研究に関する学会・団体の倫理規準等を遵守している（倫理指針3(2)関係）。	
4	個人の情報、データ等の収集・採取を行うにあたり、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めている（倫理指針3(3)関係）。	
5	個人の情報、データ等の提供者に対する説明責任への配慮がされている（倫理指針5関係）。	

6	個人の情報，データ等の提供者の同意を得ることについて配慮されている（倫理指針6 関係）。	
7	提供者から得られた情報，データ等の管理について配慮されている（倫理指針7 関係）。	
8	（第三者に委託して個人の情報，データ等を収集・採取する場合） 第三者が倫理指針を遵守するよう，また，必要があれば研究目的等を提供者に対して直接説明するよう配慮されている（倫理指針9 関係）。	
9	（個人の情報，データ等の提供者に，謝礼として金品を提供する場合） 社会通念上妥当な範囲で定められており，その受け払いの適切な管理について配慮されている（倫理指針11 関係）。	

上記の項目について確認しました。

指導教員 _____ 年 月 日

指導教員の所見・備考

--

人間社会研究域「人を対象とする研究」倫理審査申請書作成及びチェック時の留意点

2017年4月28日

(2020年5月12日改正)

(2021年2月19日改正)

人間社会研究域「人を対象とする研究」
に関する倫理審査委員会

人を対象とする研究の倫理審査申請書を作成する場合の主な項目における留意点を、以下のよう
にまとめましたので、作成時、そして学生の指導教員においてはチェック時に、参考にして
ください。申請書のいずれの項目も、研究実施に支障がない範囲で具体的に記述してください。
なお、各項目の記入欄は記載内容に応じて適宜拡大してかまいません。

「情報管理者名」

- ・個人情報・データの管理者名を（特に共同研究者が1名以上いる場合は誰が管理者となっ
ているのかわかるように）記載していること。（☞「様式」チェック事項7）
- ・学生が研究責任者である場合は、基本的に指導教員を情報管理者とすること。

「研究概要」

- ・研究の目的や内容に加えて、必ず、個人の情報・データの収集・採取方法を具体的に記述し
ていること。（☞「様式」チェック事項2）
- ・質問票等を用いて個人の情報・データを収集する場合は、測定・調査したい構成概念や質問
項目等の妥当性や信頼性が判断できるようにできるだけ具体的に調査計画を記載しているこ
と。なお、可能であれば、調査票も添付すること。（☞「様式」チェック事項2）

「被験者の内容」

- ・人数、年齢、性別等、具体的に記載すること。特に情報・データの提供者に15歳未満のも
のや心身に障がいを持つものが含まれる場合には、その点を明記すること。

「研究により生じる可能性がある侵襲の種類や不利益、危険性の有無（・・・）倫理的配慮等（情
報・データの保管・管理の方法も含む）」

- ・「研究概要」で記載された個人の情報・データの収集・採取の方法が、提供者の身体的、心
理的または社会的危害の可能性を含んでいるか否か、含む場合は社会的に許容されるものか否
かを明記していること。（☞「様式」チェック事項4）

・研究目的と内容，不利益や危険性，情報・データの匿名化や非匿名化等について，原則として提供者に書面または口頭で十分な説明をした上で同意書を得る（調査票の場合は回答をもって同意と見なす旨記載する）ようにしていること。なお，15歳未満のものや心身に障がいを持つものが提供者である場合には，必要に応じて代理者の同意書を得るようにしていること。

（☞「様式」チェック事項5，6）

・以前に同意を得て行った調査・実験データを利用して，以前の同意の範囲を超える研究を行う場合は，ホームページ等に掲示して異議の申し出がなければ推定上の同意状態が続いているとみなす「オプトアウト」等ではなく，再度，個別に同意を取る旨を記載すること。

・面接，参与観察，質問票等による調査研究では，研究参加が提供者の自由意思によること，回答が任意であること，途中離脱や回答拒否が可能であること，そしてそれによって不利益を被らないことを，口頭や書面あるいは質問票内で説明するようになっていること。（☞「様式」チェック事項5）

・教育活動において個人の情報・データを収集する場合は，参加の有無を成績評価に反映させない旨を明記すること。

・質問票への回答が記名回答の場合には，記名の理由と記名によって提供者に不利益が生じないことを，口頭や書面あるいは質問票内で説明するようになっていること。（☞「様式」チェック事項5）

・収集・採取する個人の情報・データを匿名化するか否か（匿名化する場合には，連結可能匿名化*なのか不可能匿名化**）を明記していること。（☞「様式」チェック事項7）

・収集・採取した個人の情報・データを必要な期間，適切な仕方で保管管理することを明記していること。なお，連結可能匿名化の情報・データについては保管期間を定めることを原則とするが，連結不可能匿名化の情報・データについて保管期間を定めない場合は，その特段の理由を明記すること。（☞「様式」チェック事項7）

・調査・実験の途中で辞退・不適となった個人の情報・データについては，速やかに廃棄する旨を記載すること。

・企業や地方公共団体等と個人情報・データを利用した共同研究を実施する場合，共同研究申込書，共同研究計画書，そして共同研究契約書において，個人情報の収集と取り扱いについて明記することとしていること。（☞「様式」チェック事項8）

（*「連結可能匿名化」：原データから特定の個人を識別できる情報を取り除いて，新たに符号や番号等を付けて匿名化すること。当該個人と符号等との対応表を残して管理することで，連結が可能となる。）

（**「連結不可能匿名化」：原データから特定の個人を識別することができないように当該個人と新たに付された符号や番号等との対応表を残さない方法による匿名化。）

「備考」

・情報・データ提供者への謝礼提供がある場合は，それが過大な金銭・物品等になっていないこと，受払の管理が適切になされることを記載すること。（☞「様式」チェック事項9）

- 学生が申請者の場合には，金沢大学人間社会研究域「人を対象とする研究」倫理指針を読んで理解した旨を記載すること。